

◎新制服に関しては、生徒会が主体となり校則を決めました。

◎この校則は、直近約3年をかけ変更をしてきました（職員主体）。

今後は、これを基盤とし生徒会が主体となり見直しをしていきます。

1 生徒心得

『生徒心得とは』（自主自律の精神を身につけよう！）

本校では、学力のみならず人間力を育てることを目標の一つとしています。社会に寄与する人間となるためには、規範意識を身につけ、場面に応じて適切に判断・行動できるということは必須です。また、高校生活を、明るく秩序あるものとするためにも、集団のルールというものは不可欠です。ここに示す決まりは最低限のルールであり、違反した者は特別指導の対象となり得ます。高校生としての本分を守り、目的に邁進してください。

2 服装・身だしなみ・所持品

旧制服

- ① 男子の制服は標準の詰め襟学生服（上下）で、校章を左襟につける。学生服の第一ボタンは常時留めること。（上着を脱ぐ必要がある時は、中着は夏服と同じワイシャツとする）
- ② 男子夏服は、白のワイシャツか、開襟シャツとし、左胸に校章の刺繍入りワッペンを縫いつける（略装期間は特に設けない。天候や気温、自らの体調で服装を決める。ただし、式典等においては指定する場合がある）。ワイシャツ・開襟シャツは外に出さないでズボンの内側に入れる。ワイシャツ・開襟シャツのインナーは、無地とする。派手な色や柄物は避けること（白・黒・紺・ベージュが望ましい。）
- ③ 女子の制服は本校指定のものとし、バッジは左胸ポケットにつける。ジャケットのボタンについて平常時は留めなくてもよいが、集会・式典または学校からの指示がある場合は全て留めること。
リボンについて平常時は外してもよいが、集会・式典または学校からの指示がある場合は締めること。
ブラウスについて平常時は第一ボタンを留めなくてもよいが、集会・式典または学校からの指示がある場合は第一ボタンまで留めること。スカートは膝が隠れる状態で着用する。折り曲げる等の手段で短くしないこと。（略装期間は男子と同じ）
夏服のスナップボタンと第一ボタンについて平常時は外してもよいが、集会・式典または学校からの指示がある場合はスナップボタンまで全て留めること。
- ④ スラックスを着用する生徒は、ブラウスをスラックスの内側に入れること。また、通常夏服ではなく、冬服ブラウスを夏服として着用してもかまわない。
- ⑤ セーターやベストは、公式の場でも着用できる黒・紺・茶・グレーの無地のものを着用し（ライン等が入っているものおよびカーディガンは不可）、制服のボタンやリボンがしっかりとしめられ、制服の外に出ないサイズのものを着用する。登下校時・式典・集会は、学生服・ジャケットを着用すること。他の校内の時間は、セーターまたはベストで過ごしてもかまわない。
ただし、新制服のベストおよびセーターを着用する生徒は新制服の運用通りとする。
- ⑥ ソックスは地味な色で無地またはワンポイントのものとし、柄物は着用しないこと。長さは問わない。防寒用のタイツは黒または紺とする。なお、冬期防寒用にソックスとタイツを組み合わせる場合も上記と同様とする。

新制服

※以下の規定は、制服のデザインを損なわないことを考え作成されている。

- ① ジャケットおよび指定ベスト・セーターについて（ベスト・セーターは希望購入品）
 - ・校内平常時は、個人の判断でジャケットを着用する。
 - ・登下校時のジャケット着用は、気温や気候を踏まえ個人の判断とする。
 - ・集会・式典または学校からの指示があるときは、全員がジャケットを着用する。
 - ・指定のベストおよびセーター以外の着用は認めない。
 - ・指定のベストおよびセーターでの登下校は可能とする。
- ② スラックス・スカートについて
 - ・個人の判断でどちらを着用してもかまわない。
 - ・スラックスは、腰ではなくサイズを測る際のウエストで着用する。
 - ・スカートは、チェック柄の横のラインが3本以上見える長さで着用する。
- ③ ネクタイ・リボンについて
 - ・平常時の着用は、個人の判断とする。
 - ・集会・式典または学校からの指示があるときは、全員が着用する。
- ④ ボタンについて
 - ・ワイシャツの襟のボタンを常に留めること。
- ⑤ ポロシャツについて（希望購入品）
 - ・ポロシャツの裾は、スラックスおよびスカートの中に入れなくてもよい。
- ⑥ 靴下・タイツについて
 - ・長さは、踝以上とする。
 - ・色は、白または黒、紺とする。
 - ・柄は、無地またはワンポイントとする。
 - ・防寒用のタイツは黒または紺とする。なお、防寒対策のためソックスとタイツを組み合わせる場合も上記と同様とする。

旧・新制服共通

- ① 防寒着は、学生服・ジャケットを着用した上に着ること。防寒用のコート類は華美でない無地のもので登下校にふさわしいものとする。ただし、部活動で統一されている物は可とする。
防寒用のマフラー類は、特異な形状や派手な色柄ものは使用しないこと。
- ② 靴は黒または茶系の短靴または運動靴とする。（ブーツやかかとの高い靴は不可）

身だしなみ

- ① 清潔感のある頭髪が望ましい。パーマ、染色、左右非対称のような特異な髪形であったりする場合は、改善の指導を行うこともある。前髪は目が隠れないこと、横髪は耳が隠れないこと、後ろ髪は襟にかからないことが望ましい。
- ② 髪を結ぶ場合はヘアゴムで結ぶこと。
- ③ 爪は清潔に短く整える（ケガ防止の観点も含む）。
- ④ 化粧に類することは一切しないこと（色付きリップ、眉毛加工、マニキュア、ペディキュアも含む）。
- ⑤ 装飾品は身に付けないこと。ただし、スポーツネックレス等は部活動顧問の指導であれば可とする。ただし、人に見せるような着用はしないこと。

所持品

- ① 多額の現金（現金の代わりとなるカード等を含む）や貴重品は持ってこないこと。やむを得ず持ってきた場合は、朝SHR時に担任へ預けること。部活動時は、部室等施設ができる場所や顧問に預けること。
- ② 金品の貸し借りは絶対に行わないこと（他人に奢ることも含む）。
- ③ 玩具、遊具、漫画等不要な物を持ち込まないこと。
- ④ 携帯電話（スマートフォンやタブレット等）の使用は、校内の風紀を守る観点から原則禁止とし、電源を切りカバンの中に入れておくこと。ただし、授業や部活動で使用するときは教職員の指示に従い使用すること。違反のあった場合は、預かり指導等をすることもある。

※授業で使用する端末は、これに該当しない。

- ⑤ その他生活に関する事項については、教職員の指示に従うこと。

3 校外の生活について

- ① 外出時には身分証明書を携行し、外出先、帰宅時間を必ず告げて行く。
- ② 夜間外出時間は深夜にならないこと。（夜11時以降は条例により禁止されており、本校の指導対象でもある。）
- ③ 外泊時のトラブルを予防するため、保護者等に無断で外泊しないこと。
- ④ 市町村の祭典に参加する場合は、市町村及び学校の許可を受けること。浜松祭りについては、西遠地区生徒指導連絡協議会および高校生浜松祭り参加協議会の取り決めに従って手続きをし、参加許可を得ること。
- ⑤ 学校には休日であっても、私服を着てこないこと。
- ⑥ ふさわしくない場所には出入りしないこと。（以下参照）

パチンコ店・オートレース場・競艇場・R指定の映画館・好ましくない飲食店・好ましくない遊戯場、等

- ⑦ 飲酒、喫煙および薬物（危険ドラッグ含む）などの違法なものの所持・使用は固く禁止する。
- ⑧ アルバイトは原則禁止（3年生は卒業式以降は可）。ただし、特別な経済的事実がある場合については審議を行い、許可することもある。その際、学業優先の観点から土・日のみとし、時間帯は8時～20時の間とする（テスト一週間前からテスト最終日まで土・日も禁止とする）。なお、長期休業期間中は期間の半分の日数までとし、時間帯は同様とする。成績不振の場合は許可できない。また、許可を取り消すこともある。
- ⑨ 運転免許の取得は原則禁止である。また、3年生の自動車学校への入校は原則卒業式以降とする。

